

1. 議事日程（第21日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第66号 上天草市職員の降給に関する条例の制定について
- (2) 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- (3) 議案第69号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第70号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第71号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第72号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第86号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- (8) 議案第87号 上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (9) 議案第88号 上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第89号 上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第83号 指定管理者の指定について
- (2) 陳情第 2号 適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書提出に関する陳情

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第68号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第84号 工事請負契約の変更について
- (3) 議案第85号 工事請負契約の変更について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第73号 令和4年度上天草市一般会計補正予算(第10号)
- (2) 議案第74号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- (3) 議案第75号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第76号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第77号 令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第78号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第79号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第80号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算(第3号)
- (9) 議案第81号 令和4年度上天草市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (10) 議案第82号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第3号)

日程第 5 議案第90号 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 6 議案第91号 令和4年度上天草市一般会計補正予算(第11号)

日程第 7 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

日程第 8 発議第 4号 上天草市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第 9 発議第 5号 適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書の提出について

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

## 2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 桑原 千知

1番 北垣 洋

2番 井手口隆光

3番 木下 文宣

4番 何川 誠

5番 塩田 真一

6番 嶋元 秀司

7番 田中 辰夫

8番 何川 雅彦

9番 宮下 昌子

10番 西本 輝幸

11番 高橋 健

12番 小西 涼司

13番 新宅 靖司

15番 田中 万里

---

## 3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	山下 正
市 民 生 活 部 長	水野 博之	経 済 振 興 部 長	山本 一洋
企 画 政 策 部 長	坂田 結二	建 設 部 長	岩永 裕一
健 康 福 祉 部 長	濱崎 裕慈	教 育 部 長	赤瀬 耕作
上天草総合病院事務部長	須崎 朝幸	水 道 局 長	桑原 成明

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山川 康興	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 事	松原ちひろ		

---

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議に先立ち、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案第90号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について及び議案第91号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第11号）並びに発議第5号、適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書の提出についての3件です。

追加議案等3件につきましては、慎重に審査しました結果、本日の日程に追加し、執行部及び提出者からの提案理由説明、質疑討論を経て採決することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） それでは、お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

---

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第 1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第 66 号、上天草市職員の降給に関する条例の制定について、ほか 5 件を議題といたします。

総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、12月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第 66 号、上天草市職員の降給に関する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 67 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございますが、委員から、定年年齢が段階的に延びることか。また、条文に管理監督職勤務上限年齢は年齢 60 年とすると記載があるが、60 歳で管理職を外れるということかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和 5 年度から、2 年に 1 歳ずつ定年年齢が延びることになる。また、60 歳で役職定年となり、課長補佐級以上のものは、主幹級に下がることになると答弁がありました。また、委員から、定年年齢が延びることにより、新規職員の採用に影響はないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、2 年に 1 歳ずつ定年年齢が延びることで、隔年で退職がない状況となるが、採用計画を作成し、新規職員の採用を毎年行っていきたいと考えている。

このような審査を経まして、議案第 67 号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 69 号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 70 号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 71 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 72 号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、どういった部分を変更するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、基本団員の年額報酬を 3 万 1,700 円から 3 万 6,500 円へ引上げ、また、新たに出勤報酬を新設し、災害、人命救助及び警戒訓練等の職務に従事した場合に、従事時間に応じて定める額を支給する、併せて費用弁償として 1,000 円を支給すると答弁があり

ました。

このような審査を経まして、議案第72号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議案第87号、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第88号、上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第89号、上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

また、市議会基本条例第6条の規定に基づき、令和4年12月7日に、新ごみ処理施設整備に係る松島地区清掃センターの中継施設としての活用についてと題し、所長を初め広域連合職員と本市環境衛生課の職員と議会。まず、初めに施設の視察を行い現状の確認を行った後、今後の中継施設としての運営計画や清掃センターの搬入ごみの現状等について質疑応答を行いました。近所の方から、中継施設として利用する場合、生ごみを長時間置いておくことで、臭いが発生するのではないかと心配しているといった不安の声があることを共有するとともに、市民に対して、ごみの減量化の意識付けを行ってほしい旨を伝えました。

これに対し、担当職員からは、積極的にごみの減量化やCO2削減に取り組んでいきたいと回答がありました。

このような意見交換を経て、本委員会として、今後も現状把握に努めながら調査を重ね、政策提言につなげていく必要があると感じました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桑原 千知君）** これで質疑を終わります。

これから、総務常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（桑原 千知君）** 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第66号、上天草市職員の降給に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号、上天草市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第86号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第86号は、委員

長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第87号、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第88号、上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第89号、上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第83号、指定管理者の指定について、ほか1件を議題といたします。

経済建設常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、12月9日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第83号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、現在の指定管理者は、令和3年度上天草市松島展望休憩所の管理運営について、コロナ禍の中で努力されている

結果が見えている。今回も更新すべきとの意見がありました。これに対し、執行部から、今回提案している上天草市松島展望休憩所指定管理コンソーシアムは、現在の指定管理者である株式会社マリーゴールドホールディングスも共同企業体として入っており、これまでと同じ体制と捉えていると説明がありました。また、委員から、指定管理者の申込みは1社だったのかと質疑があり、執行部から、今回の申請は1社であったと答弁がありました。

このような審査を経まして、本案は、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号、適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書提出に関する陳情でございますが、委員から、陳情書と国へ提出を予定する意見書の案で、中小零細な自営業者と、中小業者といった文言に違いがあるため、意見書案の修正を加える必要があるのではと意見がありました。これに対し、ほかの委員から、文言の違いはあれど、陳情の内容を大きく左右するものではなく、中小企業であれ、零細企業であれ、個人事業に負担がかかることに変わりないため、採択すべきではと意見がありました。

このような審査を経まして、本案は、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることに決定いたしましたことも、併せて御報告いたします。

また、市議会基本条例第6条の規定に基づき、令和4年12月9日に、現在活動中の地域おこし協力隊を含む本市へ移住された方々総勢8名の参加者と、起業、創業、就業等の支援についてをテーマに、議会報告会を開催しました。

会では、起業や創業、新規就業に当たっての不安や悩み、地域との関わり方に加え、今後、行政に期待することなど、参加者が本市で起業等を目指す上での課題や、それらを克服するために必要と考える取組や支援について意見交換を行いました。

参加者からは、現在抱えている課題について、農業で生計を立てていくためには、いかに農地を獲得していくかということが最大の課題となっている。起業するためのノウハウがなく、自分で何かを起こす最初のハードルがすごく高い。地域との関係づくりでは、地域の皆さんとの関係性やつながりなど、仕組みを理解することに苦労したなどの意見がありました。

また、今後必要と考える取組や支援については、起業や創業に当たっての講習会や学習会の開催、様々な課題を解決するために、上天草市の人・物・仕事の情報をシェアし、マッチングを図るなど、足りない部分を補い合える新たなシステムを構築したらどうかや、事業者や移住者との定期的な情報交換の場を設けてほしいなどの意見がありました。

これらの意見をもとに、委員会としては、参加者をはじめ、本市で起業や創業、新規就業等を目指す方々が活動しやすい環境を整えられるよう、継続した協議を行うこととしております。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから、経済建設常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第83号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号、適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。この採決は、起立によって行います。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 日程第3——、8番、何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 多分、この文教委員長の報告がこれに入ってないんじゃないかなと思うんですけど、確認をお願いします。

○議長（桑原 千知君） しばらくお待ちください。皆さん、アップされるまで、暫時休憩でようございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） それでは、そのように決定します。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時32分

○議長（桑原 千知君） すいません。事務局の不手際で皆さん方には御迷惑をかけました。深くおわびを申し上げます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第68号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小西 涼司君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、12月12日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第68号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、医師の増員による条例改正か、また、医師と看護師等の定数が定められているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回の条例改正は、それぞれの職種の定数を定めるものではなく、病院職員の総数を260人から265人に変更するもので、医師と看護師の内訳については、内部で調整し決めていると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、工事請負契約の変更についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、工事請負契約の変更についてでございますが、委員から、工期延長の理由とは質疑がありました。これに対し、執行部から、床材の確保が困難となり納期が遅れたことによる工期の延長であると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、併せて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで、質疑を終わります。

これから文教厚生常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第68号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第84号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第85号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 予算決算常任委員長報告

**○議長（桑原 千知君）** 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第73号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第10号）ほか9件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

**○予算決算常任委員長（木下 文宣君）** 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第73号から議案第82号の10議案について、去る12月15日に、予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第73号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。

まず、市民生活部所管について、委員から、建物等調査業務委託料599万7,000円について、龍ヶ岳体育館の横を駐車場として整備した場合、駐車場不足は解消されるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、龍ヶ岳体育館の駐車場は現在8台分のスペースしかなく、駐車場

を整備した場合、新たに42台分確保できると計算している。駐車場不足は完全に解消はされないが、現状より改善されると考えると答弁がありました。

また、委員から、資産価値を調査するだけでこの金額か。業務内容はと質疑がありました。これに対し、執行部から、業務の内容は、権利調査、土地評価、建物等の調査、営業その他の調査、消費税調査、それに伴うところの予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、補償説明、事業認定申請図書の作成、地番変動影響等の調査で、財産購入の交渉をする上で必要な調査業務であると考えられると答弁がありました。

さらに、委員から、当初予算ではなく補正予算となった理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、10月4日に、相手方と面会した際、交渉に応じてもいいという旨の返答をいただき、早期の対応が必要と考えたため、補正予算に計上したと答弁がありました。

次に、個人番号カード交付事務事業について、委員から、関係資料に申請数が一気に増加したとあるがそれに至った経緯はと質疑がありました。これに対し、執行部から、毎週火曜日に午後5時15分から午後7時30分まで時間外窓口を設け、また、第2日曜日に大矢野庁舎、第4日曜日に松島庁舎で午前中に受付等の窓口を設けている。これらの対応策により、11月末現在で、申請率が60.82%、交付率が48.35%まで増加したと考えていると答弁がありました。

次に、建設部所管について、平隧道用PCL板価格調査業務委託料60万円について、委員から、来年度工事予定の平隧道について、委託料を本年度の補正予算に計上する必要性はと質疑があり、執行部から、来年度設置予定のPCL板については、工事で使う材料の単価が一定額を超えると、市場の価格調査をもとに工事費を決定していく必要があるため、調査にかかる費用を本年度の補正予算に計上することとなったと答弁がありました。また、価格調査後に実施予定の工事の請負業者は、地元業者を想定するものかと質疑があり、執行部から、基本的には、市内の業者で施工ができるものとして計画を立てていると答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、まず、運送事業者燃料高騰に係る事業継続支援助成金3,000万円について、委員から、本助成金の対象となる事業者の数は、また、旅館で行っている送迎は対象となるのかと質疑があり、執行部から、対象となる事業者は、貨物の運送業者約14社、旅客の運送業者7社と想定している。今回の対象は、緑ナンバー、軽自動車であれば黒ナンバーの車両を所有する運送事業者を対象としていると答弁がありました。

次に、上天草港（知十港）ですけれども、海岸護岸補修工事について、委員から、本工事では、仮設計画を変更する必要があるとあるが、早い段階での補正予算の計上は出来なかったのかと質疑があり、執行部から、工事の発注時期については、梅雨時期を避けた8月に、その仮設計画の前段協議を実施するなど必要な措置を講じる必要があったため、本定例会へ補正予算計上となったと答弁がありました。

次に、教育部所管について、大矢野中学校スクールバス乗降所舗装工事について、委員から、金額は1,400万円と高額であることから、当初予算への計上が適当と考えるが、今回、補正予算での計上に至った理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、大矢野中学校と維和中

学校の統合は決定していたが、生徒の安全性や利便性のため、乗降所の選定に時間を費やしたため、当初予算には間に合わなかったと答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金について、委員から、返還金が発生した主な要因はと質疑がありました。これに対し、執行部から、接種対象者を全市民で計画していたため、接種実績に伴い不用額が生じたものと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、令和4年の上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）から、議案第80号、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、慎重に審査いたしました結果、分科会として異議なきものと決定しました。

次に、議案第81号、令和4年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、委員から、今回補正予算に計上されている処理場費の内容はと質疑があり、執行部から、合津終末処理場において、返送汚泥ポンプ2台のうち1台が経年劣化により故障しており、汚水処理に支障があることから、早急に修繕を行う必要があると答弁がありました。

このような審査を経まして、本案につきましては、分科会として異議なきものと決定しました。

次に、議案第82号、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、慎重に審査いたしました結果、分科会として異議なきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、併せて御報告いたします。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** これで、質疑を終わります。

これから、予算決算常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第73号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号、令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号、令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号、令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号、令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号、令和4年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第82号、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第90号 上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 6 議案第91号 令和4年度上天草市一般会計補正予算（第11号）

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第5、議案第90号及び日程第6、議案第91号の以上2件を一括議題とし、上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定についての条例議案1件、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第11号）の予算議案1件を提出しております。

この議案は、今回の不適正な源泉徴収事務の事案に関する議案でございます。個人事業主の方々や、市民の皆様、議員の皆様には、大変御迷惑をおかけしましたことについて、改めて深くおわび申し上げますとともに、今後は、関係法令を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

各議案の詳しい内容につきましては、総務部長から説明をいたしますので、議員の皆様におか

れましては、御審議をいただきまして御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、議案第90号及び議案第91号、2件について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山下 正君） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第90号、上天草市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、複数の会計事務において、不適正な源泉徴収事務の事案が発生し、市民の皆様の信頼を損なう事態となったことから、市の最高責任者としての責任を明らかにするため、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間、市長の給料月額を20%、副市長の給料月額を10%減額。また、令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間、教育長の給与月額を10%減額することを定めるものでございます。

なお、この条例は、令和5年1月1日から施行することとしており、また、令和5年12月31日限りで失効することとしております。

提案理由といたしましては、市長、副市長及び教育長の給料を減額する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書2ページをお願いいたします。

議案第91号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。別冊予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2,323万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億7,828万2,000円とするものでございます。歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は243万9,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により増額するものでございます。

95（款）諸収入、35（項）雑入は2,080万の増額でございます。内容といたしまして、15（目）雑入が、熊本西税務署の税務調査で指摘された源泉所得税の徴収漏れに係る対象者からの源泉所得税納付金を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は2,323万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）一般管理費が、平成30年1月1日から令和4年7月31日までの期間に支払いが完了している報酬等の中で、本来市が源泉徴収して納付すべきであった源泉所得税を支払うもので、源泉所得税2,080万円並びにその支払いが納期限を過ぎていることから、不納付加算税193万9,000円及び報酬等延滞税50万円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、執行部からの説明は終わりました。これから質疑を行います。まず、議案第90号について質疑はありませんか。

5番、塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 1点だけ確認をさせてください。市長はじめ三役の減給をするということですが、今回の不納付加算税及び延滞税を負担するものなのか。職員の認識不足による不適切な事務処理を行ったことに対する謝罪の意思なのかを確認させてください。

○議長（桑原 千知君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 御指摘のとおり、今回の件は、合併して19年近く経つわけなんですけど、まだまだ法令遵守の徹底、コンプライアンスの徹底がなされていないということが露呈してしまったということで、我々も深く反省をしなければならないと思っています。

今、御指摘のように、反省の意味も込めて減額するわけなんですけど、減額の根拠は、先ほどおっしゃったように、不納付加算額と延滞税、なおかつ、この前全員協議会でも御説明申し上げましたけども、今回の予算が成立をいたしますと、回収というか、還付に向けての手続のお願いをしていかなければなりません。その際に、どうしても回収が出来ないケースも出てくる可能性だっております。そういった部分については、特別職のやはり報酬で対応していくという決意も込めて、今回お願いしているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 5番、塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） それで、この減額を支払いに回すということじゃなくて、これは、謝罪の意味の意思確認ということですか。

○議長（桑原 千知君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 支払いに回すっていうことは、基本的には出来ないとは思っています。ただ、結果として、一般財源の中から捻出することになるので、やはりそういった意味では、一般財源のほうに負担をかけたくないという思いもありますので、今回こういった対応をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

2番、井手口君。

○2番（井手口 隆光君） 1点だけお伺いさせていただきます。今回の、市長、副市長、教育長の減額によりまして、総額幾らぐらいの額になるのかを1点だけ教えていただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 290数万円でございます。正確な数字はまだ計算しておりませんが、

○2番（井手口 隆光君） ありがとうございます。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

議案第90号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号について、質疑ありませんか。

5番、塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） いいですか。今回の不納付加算税及び延滞税の支払いを一般会計から予算化していいという法的根拠の説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 法的根拠といいますか、予算、自治体の場合は予算化して支出することしか出来ませんので、その場合、一般会計からというふうなことになると思います。

○議長（桑原 千知君） 5番、塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 法的根拠は要らないということですか。先日の全員協議会で、源泉徴収漏れとなった対象者から返還されなかった場合、特別職で責任をとるといったことだと思いましたが、具体的な責任のとり方の説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） その責任をどういうふうにとるかというのは、それぞれ考え方があるかと思うんですが、先ほども申し上げましたように、お金の捻出は一般財源からしか出来ません。ですから、一般財源にその分の負担をかけたくないという思いはございますので、それをやるとすれば、特別職の報酬でそれを賄うという考え方しかないと思っています。ですから、今回の、今議決をいただきました金額で、それが事足りるかどうかというのは、調査をやってみないと分からないわけで、もしまだ全然不足するというようなことになれば、当然今回の内容以上に、来年もまた特別職での報酬を減額しなければならないとか、検討しなければならないとか、そういうケースになることも考えられるのかなとは思っています。

○議長（桑原 千知君） 5番、塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 3点目です。今後、このような問題が生じた場合の責任のとり方を明確にすることが必要だと思いますが、その点について、どのような考えがあるのかを教えてください。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 明確にするっていうのは、もう明確に私もしております。今回の責任は、市長である私にあります。ですから、私が、やはりこうやって謝罪をするのも当然だと思うし、その対処方法について、全員協議会についても御説明を申し上げたわけですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 13番、新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） さっきの質問の中で、財源は一般会計からということですが、243万9,000円については、財政調整基金繰入れから行い、2,080万については、雑入から行ったという、これは何かあるのか。それと、もう1点。全員協議会の中で、源泉徴収税を適正に行ったのは何件あったのかというのを私聞いておりますが、この次の表に1件ということで認識しているのか。それは、どこの課で、どういった仕事で幾らだったのか。適正に処理された案件は、どういう案件だったのかを伺います。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） まず、2,080万に関しましては、一般財源で税として支払います。その後に、その財源として雑入のほうで上げてある2,080万に関しましては、市が源泉分、所得税分を支払いまして、還付請求を行いまして、その分をまた歳入として入れるということで、この予算を編成しておるところでございます。

また、源泉徴収済の件数に関しましては、過去5年間で、委託料等につきましては1件でございました。この内容につきましては、過年度に設計を行って、当時の危機管理情報課というところでございます。これは、過年度に設計を行っていた消防格納庫の部分が用地の関係で工事に至らなくなり、その分の用地確保ができる見込みが立ったので、単価構成をするために設計事務所をお願いしていた分でございます。設計事務所のほうから、源泉徴収の申出があつて源泉をしたということを確認しております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） いいですか。

○13番（新宅 靖司君） はい、いいです。

○議長（桑原 千知君） ほかに。9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） この問題については、全協のほうでも、私たちに説明がありましたけれども、今日は本議会ということで、市民の皆さんも、今日は傍聴はそんなに多くありませんが、テレビなどで傍聴しておられることと思います。

それで、そもそものことでお聞きしたいんですけども、なぜ、こういうことが起きたのか。これまで職員の皆さんどなたも気づかなかつたのかということが、まず第1点。

それと、今資料はいただきましたが、個人事業者への委託料132件の内訳、これは何社なのかということ。

それと、先ほど市長からもありましたが、回収出来なかつた場合は、どのように考えておられるのか。

それと、ALTの方が17人中7名ということで説明を受けましたけれども、日本に滞在しておられる方はいいかもしれませんが、帰国している人もいるかもしれません。その辺のことを、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） すいません。件数が多かったので、1件ずつ確認しながらさせていただきます。

まず、事業者の個人事業主の方は、11事業者の方でございます。

それと、今回の事案の原因といたしますのが、我々の認識といたしまして、委託契約を結んでおいて、消費税まで含んで支払いをしておりました。これに関しまして、以前の指導とかでは、委託に関しては請負行為になるというふうな指導を受けておりましたので、その思い込みで源泉をしなかったということでございます。所得税法の中には、個人事業主の方で特定の職種、いわゆる士業と言われる部分です。そういう方に関しては、源泉をしなさいということになっておりますが、その辺に関しまして、我々が知識が足らなかったということでございます。

それと、税の回収につきましては、市が納付した後に、修正申告のほうをお願いしまして、修正申告を行った場合には、市が納めた分が全額返ってくるということですので、出来れば確定申告の時期に、市がお手伝いして、お願いしてその手続をしていただきたいと思いますと考えております。それができることによって、全額返ってくると考えております。

あと、ALTに関しましてですが、現在、上天草市内におられる方は2名でございます。ALTに関しましては、既に本市を離れている方が5名いらっしゃるんですけども、まず、対象者の方には御連絡を差し上げます。そのあとに、市職員が納税管理員となりまして、確定申告、更正の請求手続を行います。これも同じように、それによって、市が払った分が還付されるということになりますので、回収できるだろうというふうに考えております。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 今の答弁を聞いていますと、全額回収できると考えているということですね。その都度、私たちに教えてはいただけるんでしょうから、分かりました。

それと、もう一つは、市民の皆さんへの、熊日新聞に載りましたので、皆さん御存じの方もいるし、そうでない方もいると思うんですが、市民の皆さんへの説明は、どう考えておられるのかということと、これは、様々な課にまたがっておりますが、それぞれの担当課の責任はどうなるのか、教えてください。

○議長（桑原 千知君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今回の事案の発生については、議会でこの間御報告も申し上げたところなんですけど、広報であるとか、ホームページであるとか、そういった媒体を通じておわびは申し上げたいというふうに思っています。

あと、処分については、庁内でどれだけの職員が関わったかという調査を今行っていますが、かなりの人数にのぼっているようです。ただ、職員の処分は速やかに行うようにはやっております。

すが、まだ完全に調査が終わってないので、終わり次第ということになるかと思います。

○議長（桑原 千知君） いいですか。ほかにございませんか。

1 番、北垣洋君。

○1 番（北垣 洋君） 今回、この源泉徴収税の漏れということで、5 年分ということになっていると思うんですが、こういった事例が他の自治体で同様な事例があるのか分かればお聞きしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 県内で、過去において、複数の自治体で同様の事例が出ております。または、都道府県レベルにおきましても、過去、同様の事例がっております。どこの自治体かというのは答弁は控えさせていただきます。

○議長（桑原 千知君） 1 番、北垣洋君。

○1 番（北垣 洋君） 過去に同様な事例があったということで、その当初、この問題について、上天草市は気付けなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 我々のほうには、その情報は入っておりませんでした。今回の件で調べたところ、そういう事例があったということが判明しました。

○議長（桑原 千知君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 補足いたします。平成 26 年に、そういった事案が複数あっております。上天草市にも、アンケートというか、そういった形の事務手続の徹底のお願いというか、いわゆる自己申告の形で内部調査をやってくれというような形だったんだろうと思います。結果として、平成 26 年に、やはりほかの自治体がそういった修正した形で支払いを行っていることが、多分、当時のニュースとかメディアとか、そういったのでは出ているのではないかと考えています。そのときに、上天草市として、自分たちの問題意識がなかったということは、正直非常に反省すべき点だというふうに思っております。じゃあ、そのときになったらどうだったかと、結果としては、あまり変わらなかったかもしれませんが、もっと早くこういう事案が発見出来たのかもしれないなという思いで反省をしているところです。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） なかったら、ここで、議案第 91 号、令和 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 11 号）に対して、新宅靖司君ほか 1 名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

新宅靖司君。

○13 番（新宅 靖司君） それでは、修正動議の内容を申し上げます。

議案第 91 号、令和 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 11 号）に対する修正案。

議案第 91 号、令和 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 11 号）の一部を次のように修正す

るものです。

第1条中、2,329万3,000円を2,080万円に改め、218億7,828万2,000円を218億7,565万843円に改めるものです。第1表、歳入歳出予算補正を次のように改めます。表は別表の通りです。

市長提案のうち、不納付加算税額193万9,000円及び滞納税額50万円を減額し、本税の2,080万円とするものです。

提案理由の説明を申します。この事案は、所得税法第204条を理解せず事務処理を行っていたことによるもので、熊本西税務署による税務調査が8月29日から9月2日まで実施されたにもかかわらず、議会に報告されない。11月21日に、指摘報告されたにもかかわらず、12月議会の議会運営委員会及び議会開会日にも報告しなかったことは、議会軽視である。議会最終日に提案し、採決という手法は許しがたい手法である。しかしながら、本税である2,080万円は、所得税法に違反し、税務署に指摘された以上支払わなければならない、支払わない場合はさらに延滞税が加算されます。

本来、税の穴埋めに一般会計から予算計上することは本意ではないが認めることとしました。

不納付加算税及び延滞税の支払いについては、令和5年1月及び2月であるため、源泉徴収漏れとなった対象者からの返還の状況を見て判断しても遅くないし、また、そうしなければ市民の理解が得られないと思います。

同時に、市長、副市長、教育長の三役が減給し、あたかも不納付加算税額及び延滞税額を負担するかのような発言がありましたが、それは間違っているし、不適切な税務処理を行ったことに対する市民への謝罪の意思で行うものでなければならないと思います。

また、この事案は、委託料は源泉しなくてもよいなどの所得税を正しく理解していないにもかかわらず、何年もの間、部下に踏襲されてきた。さらに、ほぼ全課にわたり、所得税法204条違反行為が行われており、組織的にコンプライアンスに欠けております。

市役所は、市民から市民税や固定資産税、健康保険税など徴収する役所であり、職員がそれに当たらなければなりません。市民の納税意識が低下しないよう、まずは、市民に謝罪し、この事案を解決するとともに、市民への信頼回復に努めなければなりません。

よって、不納付加算税額の193万9,000円及び延滞税の50万円を減額するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、提出者からの説明は終わりました。

これから、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、嶋元秀司君。

**○6番（嶋元 秀司君）** 今、説明の中で、市民の理解が得られないと言われておりましたけれども、この市民の理解が得られないのは、当然議会のほうも同じだと思います。当然指摘すべきところを指摘出来なかったわけですから、そういった議会の立場というものについては、どのように考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） 当然、市民に理解もしていただけなければなりません。一般会計から、滞納税や不納付加算税を納付するということは、市民の税から納めるということになります。だから、そういったことがあってはならないと私は思っています。まず、市民の理解が得られることが第一だと思っております。

これは、確かに全課にわたっておりますし、議会も、それは見抜けなかったということは御指摘ですが、議会は、予算執行が適正に行われているか。事業が確実に行われているか。そういったことを監視し、そして、するものであって、この会計処理上の中身まで監査することは出来ません。そういったこともあって、議会が責任逃れするわけじゃないですが、そういったところまで、会計法上の中まで立ち入ることは出来ないと思っております。

○議長（桑原 千知君） 8番、何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） すいません。提案理由の説明で、議会への報告が遅いということがありました。11月21日に、税務署からの指摘報告で、全議員への報告というのは、12月14日だったと思います。同じ日に報道発表になって市民が知るところとなったと。そして、今日が議会最終日の追加提案という流れなんですけども、このような重要な案件というのは、もっと早く市民や議会に報告出来たし、予算計上も前倒しすべきだったという考えでよろしいんでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） この問題は、本税の2,080万円に対しては、早く払ったほうが延滞税がつきません。そういった意味もありますし、議会と執行部は両輪であります。こういった事案が起こったならば、速やかに議長及び議会運営委員会などに報告し、そして、共にこの難題を解決していくのが議会と執行部の役割だと私は思っております。もう少し早く報告すべきだったと。たとえ、調整というか、数字がちゃんとまとまってなくても、報告することは出来たと思います。

○議長（桑原 千知君） 8番、何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） もう1個質問します。税の穴埋めに一般会計から予算計上することは本意ではないが認めるという提案者の発言であります。本税は認めると、延滞税と不納付加算税は除いた中での修正案で。これを出した考えというか、もうちょっと深く知りたいです。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） 本案件は、委託料と区別し、源泉徴収税として税務署に支払うべきもので、処理した職員が所得税の仕組みを理解せず何年も繰り返してきたことは、もう悪質であります。この事案を認めるのは本意ではありません。しかしながら、支払うべきものであること、委託者から修正申告をしてもらい、返ってくる可能性があることなどを考慮し、認めることとして、この提案に至りました。

滞納税や不納加算税は、本来支払うべきお金ではありません。職員の誤認やミスによって生じ

たもので、仮に、2,080万円が全額返ってきたとしても、延滞税や不納付加算税は回収出来ません。まして、それを市民の税金で支払うことは、市民の理解が得られないと私は思っております。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

12番、小西涼司君。

○12番（小西 涼司君） 何点かお尋ねいたします。まず、説明の中で、不納付加算税と延滞税については、来年の1月と2月であるために、源泉徴収漏れとなった対象者からの返還の状況を見てとありますけれども、来年の1月、2月に対象者から返還されるということは、時間的に見ても、私は不可能だと思うんですけれども、そこらあたりは、どのような考えでおられるでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） それは、全員協議会で執行部が説明したとおりで、全力を挙げて回収しますと、副市長の発言がありました。私は、その全力を挙げて回収するという言葉に期待をしております。税務署は、こういうところで言えるか分かりませんが、本税を払うならば、不納付決算税、滞納税については、どうか考慮してくれるところもあります。それもありますし、まだ猶予があると思います、この不納付加算税と滞納税については、そういうことがあって、今回は減額ということで提案しました。

○議長（桑原 千知君） 12番、小西涼司君。

○12番（小西 涼司君） 全員協議会の中で、全力を挙げてとありましたが、新宅議員は、そこら辺詳しいので分かると思うんですが、まず、修正申告後に、1月にその還付金が返ってくるというのは私は不可能だと思うんです。その質問をしたんですけど、最初1回目。そのあとの、こういったところという話で、不納付加算税と延滞税についてとありましたが、もし、それを支払わなかった場合は、どのような税務署として判断が下されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） 私は、滞納税、不納付加算税、支払わないとは言っておりません。今回の提案、もう少し早ければ、もっといろんな対応の仕方があったと思いますが、今回、最終日にこういった提案をして、じゃあ、不納付加算税、延滞税も認めましょうという議会であるならば、市民の代表として、私はちょっと疑問だと思っております。そういうところも含めて、今回の二つの税については、減額をさせていただきたいという提案です。

○議長（桑原 千知君） 12番、小西涼司君。

○12番（小西 涼司君） 先ほどの何川議員の質問に対しての新宅議員の答弁の中で、不納付加算税と延滞税については、本来支払うべき金ではないという発言がありましたけれども、結果として、これは払うべきお金ではないかと私は思いますが、そこについて、再度伺いたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） これは、支払うべきものではなかったと思います。結果として、支払わなければなりません。これは、所得税法を誤認していたこの上天草市の体質が生んだお金なんです。支払うべきものではなかったと思います。そういうことで、支払うべきものではないということです。これは、あくまでも罰則金です。それを支払うべきだったと判断されれば、それで私は結構だと思います。

○議長（桑原 千知君） 12番、小西涼司君。

○12番（小西 涼司君） 私は、今の現在の時点のことを言っているわけなんです。結果として支払うべきお金でありますので、今現在の私は話をしておりますので、そこら辺は、勘違いなされないようお願いしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） これは、何度も言うようですが、支払うべきものではなかったわけです。適正に処理されていけば。そうでしょ。適正に処理されていけば、支払わなくてもよかったです。結果として、支払うべき金になったわけです。これは大きな、上天草市は市民から税を取る団体です。そういった団体が、所得税法を認識不足でこういうふうになりました。滞納税もあなたたちの税金で賄ってくださいと言えるなら、賛成していただいて結構です。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 何点かお伺いしたいと思います。まず、今、小西議員もおっしゃいましたけれども、今回、税務調査を受けた結果で、本税と不納付加算税と延滞税という形のお金がありますけれども、それは、私も三つ一体となった対処をしなければいけないものというふうに理解しております。新宅議員は、適正に処理されていけばということですが、それは、もう過去に遡ることは出来ませんので、現在では、その三つの税については、一体となって、税務署に対する考えとして判断しなければならないものと私は思っておりますけれども、それについて、不納付加算税と延滞金の支払いについては、1月、2月だから、返還の状況を見て判断しても遅くはないというふうに書かれております。その判断の基準というのは、どういったものなんでしょうか。何をすればオーケー。何をしなければ駄目だということなのか。また、駄目だと判断するならば、その予算については計上はしないと、させないということで判断していいのか、お伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） 予算を計上させないということではありません。当然、この提案書に書いてあるとおり、本税は今年中に払います。議決すれば。わざわざ不納付決算税1月、滞納税2月と書いてあるでしょう。一緒には払いませんので、別々に払いますので、別々な考え方で私はいいと思います。じゃあ、その先提案をさせないのかと。提案をしていただければ、そのときにまた考えて、適正であれば賛成もいたします。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 先ほどちょっとお伺いしましたが、適正であればという基準は何なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） このことが起こったということは、職員のコンプライアンスが欠けていたということだと思います。まずは、そこを直し、市民へ謝罪し、そして回収をして、そして不納付加算税と滞納税を払うべきだと思います。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） すいません。これ3回までですか議長。今度は最後になるんですか。その基準については、私の頭の中で整理出来ないんですが、とにかく先ほど言いましたように、税務署に対する対応としては、上天草市としては、三つの税の予算を当然上げるべきであると。不納付加算税と延滞税につきましては、特別職の報酬給与等の減額で賄いたいという申し出もあっているわけですから、それでいいんじゃないかと私思っております。本税は、実際、対象者の方が納めるべき税金であって、それを、ただ、役所が徴収しなかったというのが原因でございますので、それについては、先ほど総務部長が言いましたように、全額返ってくるように頑張らないといけないというところでございますけれども、私は、この三つの税につきましては、本来一括して計上すべきであるというふうに思っておりますので、その旨お伝えさせていただきたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） 先ほども述べたとおり、一括して支払うんじゃないんです。本税をまず支払うんです。だから、こういった提案になっているし、私も、修正案を出しました。井手口議員は、市長以下三役が負担するからいいだろうみたいな話ですが、これは筋違いです。井手口議員。そういった判断があるから、過去にあなたの部長であったところも、源泉徴収漏れをしているんですよ。それは絶対駄目だと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅議員、井手口議員にも申し上げます。

今の発言は、討論の中で話をしないといけないと思いますので、それに対しての質疑もまたおかしい形になりますので、控えていただきたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） この修正案は、本税だけをとなってますけども、不納付加算税と延滞税自体は、間違いなくこれを修正案を仮に可決した場合に、不納付加算税と延滞税は増えないんですか。間違いなく本税を払えば増えないんですか。仮に、この修正案が通った場合に、不納付加算税と延滞税は増えないんですかと。確認をとってありますかって話をしています。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） まずは、本税を払うことが第一だと思います。本税を払わないと、さらに、今以上に延滞税が付きます。でも、本税を払えば、次の不納付加算税と延滞税については、付かないと思います。

○議長（桑原 千知君） 11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） 我々は議決をしなければいけないんです。付かないと思いますじゃ駄目なんです。ここは、確実に、やはり大事なところだと思います。私も、新宅委員と同じとおりで、非常にこの上程の仕方に関しては、執行部として乱暴であると、それはやはり思います。どうにか何か我々としても時間欲しいと。これは、答弁で言わなきゃいけないかもしれませんが、何か出来なかったのかという思いはあります。でも、修正案いいことだなととても思います。でも、そこで思いますじゃなくて、そこは、間違いなく交渉に当たっていますとか、それは間違いなく確認をとりましたという言葉が知りたいんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） 私が税務署に折衝したわけでもありません。この執行部が折衝したわけです。その本税を次の納期まで支払えば、それは、延滞税も不納付加算税も加算はされません。

○11番（高橋 健君） されません。分かりました。

○議長（桑原 千知君） ほかにありませんか。

15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 何点かお尋ねいたします。提案理由の中に、議会軽視という言葉が出ております。新宅議員のその中身というのは、議運、本会議の前に、これ説明するべきではなかったんじゃないかというようなことを言われておりましたが、今回の事案が分かったのが、新宅議員も御存じのように、まず、執行部としては、この事案の整理を1日も早くしなくてはならないということで、整理に努めたと思います。詳細も含めて。その中において、まず、議会が始まった後ではございましたが、議長に対しての執行部の説明があり、その後、議長の指示によって、私副議長、そして総務委員長、新宅議員ですね。そして、副委員長である何川議員に説明がございました。その後に、今度は総務委員会でも、さらなる詳細なる説明がございました。その度々に、我々が意見を述べたことに対しても対応をしていただき、そして、最後に、全員協議会でまたさらなる説明があったかと思えます。この辺を踏まえて、議会軽視だったと言われるのか。では、逆にお尋ねしたいのが、議会軽視じゃないというのは、どういう場合が議会軽視ではないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） この案件は、11月21日に指摘されております。そのときに金額は提示されています。ということは、24日に議運があったときには、もう既に、この案件については、指摘を受けていました。じゃあ、24日の議運で、熊本西税務署から、源泉徴収税についての追徴税がこれだけ来ておりますという説明は出来たと思います。内容を整理しなくても。それが、まず、議会軽視だと思います。しかも、この12月議会の最終日に提案をするということが、二つ目の議会軽視だと思います。私は、総務常任委員長として、税を取るとこ

ろの所管でもあります。これは、私にとって、もうがっかりしました。この説明を聞いて。やはり議会と執行部が両輪というからには、もう少し腹を割ってそういった説明をまずすべきだったと私は思っています。そういうところも含めて、議会軽視だと思います。

○議長（桑原 千知君） 田中議員、質疑ですので。

○15番（田中 万里君） この提案理由によって、この中で議会軽視という中で、これまでの流れで今日に至るまで、議会には十分な説明が、じゃあ、新宅議員には丁寧な説明があったと私は思ったんですけど、新宅議員にとっては、そういう丁寧さが足りなかった。もう少し早く言うべきだったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（桑原 千知君） 新宅議員。

○13番（新宅 靖司君） はい、そうです。もう少し早く説明をし、早く提案すれば、委員会にも提案出来たんです。8日の追加提案もあったんです、質疑のときに。そういったその場その場のタイミングがあったはずです。これを最終日に提案するということが、私は議会軽視だと思います。議論の考えるいとまがないうちに、私たちは採決しないといけません。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 委員会の中でも、この件は十分な説明があったのではないかと思います。その中で、例えば、平成16年か17年かに、職員の勉強会の中で、税務署職員を呼んでの勉強会の中で、この事務処理の処理方法等については、税務署のほうからは指摘がなかったというような多分答弁もあったと思います。総務部長のほうから。そういうのも含めて、新宅議員もその場におられて、言うなれば好意悪意があってやった部分でなくて、税務署との勉強会の中でも、その部分が分からず、そして、26年にそういう通知が来ていた。26年のときの今の体制じゃないかもしれませんが、そういうのも含めて、ずっと真摯に説明をされたんだと思うんですが、その部分についても、やはり議会軽視だったと思われるということですか。

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司君。

○13番（新宅 靖司君） その部分については、議会軽視だとは思っておりません。これは、市の職員の勉強不足だと思います。税務署から指摘されてないから、自分たちは正しいんだというふうな、その間違った考え方がこういった大きな問題を生んでいくんです。そういったことも含めて、たった1件かもしれませんが、源泉徴収をしてあったじゃないですか。そのときに、ああ、土業は源泉をしないといけないんだなというふうな認識に立つと思います。平成26年頃、幾つかの事案が他市、他県でもあっております。そういった事例を今はすぐ調べられるんです。そういった税務署から追及をされて納めておられる自治体もおられます。そういったところの前例を勉強してないから、こういったことが起きるんだと思います。そういったことで、今の質問については、私は議会軽視じゃないと。むしろ、その認識不足が生んだ結果だと思います。

○議長（桑原 千知君） いいですか。ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第91号に対する討論を行います。なお、討論は、賛成討論と反対討論を交互に行います。

それでは、討論に入ります。まず、市長提出の原案に対する討論はありませんか。

2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） よろしく申し上げます。

原案に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の熊本県西税務署からの納付命令につきましては、源泉徴収に関する認識不足が原因となった事務処理であると。これは、先ほど新宅議員がおっしゃったとおりで、私もそう思っております。源泉徴収税は、源泉徴収義務者が徴収及び納付の義務を負っていることから、徴収漏れについては、本市が納付すべきであると考えており、これにつきましては、本税に係る不納付加算税、延滞金についても同様であると思っております。

支払期限は、本税が令和4年12月中、不納付加算税が令和5年1月、延滞税が令和5年2月と異なっているものの、税務署への本市の対応は、この三税一体となった予算計上が必要であるという認識を持っております。また、本税に係る金額は、対象者から納付されるものというふうに信じております。

先ほど、対象者からの返還の状況を見て判断しても遅くはなくということで、私お聞きしましたけれども、ちょっとその説明がございましたけど、私の中では、判断基準となり得るものではないというふうに考えております。源泉徴収漏れに関しましては、対象者の方も初めて耳にされることだと思います。対象者の方へは、執行部から、親切丁寧な説明をお願いし、対象者からの協力を得てほしいと願っております。なお、対象者の多くは、確定申告をされている方がほとんどであると思っておりますけれども、年が明け、2月には、令和4年分の確定申告の時期となることから、その準備期間と今回の対応の時期が重複するというのもございますので、書類等の整理期間がある程度必要ではないかと思うところでもありますので、事務の進捗を見てとの判断は適当ではないというふうに私自身は考えております。

また、上天草市議会の税に対する考え方を問われているというような感じも受けます。

今回の納付命令につきましては、執行部も深く反省をしているというところを聞いておりますので、速やかに予算額を確保した上で、執行部一丸となって、その対応に当たっていただきたいと、その一存でございます。

したがって、全てを盛り込んだ原案に賛成したいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、原案及び修正案いずれにも反対者の討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、市長提出の原案に賛成者の討論はありませんか。

6番、嶋元秀司君。

**○6番（嶋元 秀司君）** 原案に賛成の立場で討論を行います。

不納付加算税、延滞金の支払いを一時的にでもしないということは、結果的に、国税庁からの通告に、部分的とはいえ従わないこととなります。税を徴収する上天草市の立場としては、これを先延ばしにしていいものか非常に疑問に思います。まず、通告に従い、全額を予算化して支払うべきと考えます。

また、先ほどの議案で、市三役の減給案は可決されました。これは、市が過ちを認めたことによる処分の一環であって、当然、これまでの経緯については、十分な検証が必要と考えますけれども、それを理由に一部を修正することについては、これを先延ばしにしても期間は限られており、同時に検証を行っていくことも十分可能な点から、私は必要ないものと考えます。

また、この源泉徴収漏れについては、議会も指摘しておりません。その点は、議会の責任も伴うもので、速やかに執行部とともに必要な対応をとって、誤りを正すべきと考えます。

よって、原案に賛成をいたします。

以上です。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

8番、何川雅彦君。

**○8番（何川 雅彦君）** よろしくお願ひします。修正案に賛成の討論です。

修正案提案書の、本意ではないが本税の予算は認めるという考えへの賛成です。

さっきから、議会軽視か否かという議論が質疑ありましたが、これは、議会軽視よりも、市民軽視です。指摘が11月21日にあったと。ならば、なぜ速やかに公表をしなかったのかということ。この報道なりです。その上で、この12月定例会が始まる時、もしくは、12月8日の質疑のときには予算を計上して、報酬カットの条例をちゃんと作って委員会審議をするべきだったと思います。12月14日の全員協議会の頃には、まだ返還してもらう計画も出ていなかったんじゃないかなと思います。そういった計画も添えて、この定例会の前半に上程しないと、こういう税を税で立て替えるような難しい判断を、最終日の追加議案で一日で採決するというのは、丁寧なやり方じゃないと思います。

そして、もう1点。組織としての責任の処分の在り方、先ほど、市長、三役の特別職の報酬カットありましたが、今回のミスというのが全課にわたっているというのであれば、やはり、このせめて今は調査中という話がありましたが、幹部職員の処分はやはりすべきだと思います。この処分というのは、責任の確認と将来を戒める意味での処分。減額とかじゃなくて。訓告とか嚴重注意とか、その決まりがあると思います。そうしないと、この400人以上が勤務する上天草市役所という組織として、今回の事案に対する意識の共有が、末端現場の職員まで行かないんじゃないかという懸念を持ちます。そうしないと、やはり実際、その納税者とそういう仕事で立ち会う職員が、市民の方から言われたときに、どう答えればいいのか困ると思います。

そういう理由で、最初に戻りますけど、修正案に賛成ということで、討論を終わります。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 次に、原案及び修正案いずれも反対者の討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 次に、市長提出の原案に賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 修正案に賛成の立場で討論いたします。

この件につきましては、12月15日、新聞に掲載された時点で、私のところにも市民の方から電話やメールで問合せがありました。皆さん、驚きと怒りとともに、なぜこういうことが起きたのかと説明を求められました。私たち議員も聞いたばかりであり、うまく説明が出来ませんでした。現在は、回収がどうなるのか分からない状況でもあり、不納付加算税及び延滞税は、市民から預かった税金で納めることになります。

今日の議案提案には、納税者である市民の皆さんが置き去りにされていると思います。まずは、市民の皆さんに説明の上、改めて補正を組んで、臨時議会でも開いて上程していただくのが本来の姿ではないかと思えます。

よって、以上の理由から、修正案に賛成をいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、市長提出の原案に賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 修正案に賛成の立場で討論をします。

今回の不納付加算税及び延滞税の支払いを、市民の大切なお金である一般会計から、いわゆる立て替えのような形で予算化することには大反対であります。

また、今回の事案が判明したその理由として、職員に知識がなく、誤認があったとし、上天草市誕生以来、ずっとこのような事務処理を行ってきたと発言をされており、上天草市の名誉と信頼を失墜させたことは重大な責任だと思えますが、1円でも多くの延滞税がつかないように、一刻も早く本税を支払うべきだという判断のもと、修正案に賛成をすることにします。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 次に、市長提出の原案に賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第91号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

まず、本案に対して、新宅靖司君のほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

トイレ休憩しなくていいですか。では、10分間休憩いたします。

休憩 午後12時05分

---

再開 午後12時11分

日程第7 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（桑原 千知君） 日程第7、上天草市・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

上天草宇城水道企業団議会議員に嶋元秀司君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました嶋元秀司君を上天草宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました嶋元秀司君が当選人と決定しました。

ただいま当選された嶋元秀司君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

嶋元秀司君、一言承諾の御挨拶をお願いします。

○6番（嶋元 秀司君） 御指名ありがとうございます。任期中は、真摯に努めたいと思います。

---

日程第 8 発議第 4号 上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第8、発議第4号、上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

議会運営委員長、何川雅彦君。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） よろしくお願ひします。

発議第4号、上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。提出者は、議会運営委員長、何川雅彦です。

条例の内容を説明します。社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間行政機関、独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律、以下、新保護法といいます。それによる全国的な共通ルールが適用されることとなります。

本市においても、現行の上天草市個人情報保護条例を廃止し、新保護法の施行条例を制定する予定ですが、新保護法において、議会は国会や裁判所と同様に、自立的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいことから、新保護法が定める規律の適用対象から除外されることとなります。しかしながら、現行条例では、この現行条例というのは、上天草市個人情報保護条例です。現行条例では、議会も条例の実施期間とされており、新保護法の施行後も、引き続き自立的な措置を講じる必要があることから、新たに上天草市議会における個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（桑原 千知君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

発議第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 発議第 5号 適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書の提出  
について

○議長（桑原 千知君） 日程第9、発議第5号、適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

経済建設常任委員長、嶋元秀司君。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 発議第5号、適格請求書等保存方式の導入の延期を求める意見書の提出について。

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。提出者は、経済建設常任委員長、嶋元秀司です。

意見書の内容を説明します。令和5年10月から、消費税の適格請求書等保存方式インボイス制度が導入される予定となっております。インボイス制度の導入によって、免税事業者は、取引相手から適格請求書の発行を求められれば、課税事業者を選択しなければなりません。また、未登録の事業者は取引を避けられる可能性もあります。ほぼ全ての商取引に影響を及ぼします。多くの中小企業体や税理士団体も、凍結、延期、見直しを表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げています。ついては、長引くコロナ禍と物価高騰によって打撃を受けている中小零細の自営業者の事業存続と再生のためにも、別紙のとおり、中小零細の自営業者に対して、多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施の延期を要望するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原 千知君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

発議第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（桑原 千知君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第8回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後12時19分